

5.緊急時におけるBCPの発動

緊急事態が発生した際、BCPに定めた緊急時対策を実行する手順について説明します。また、緊急事態の種類ごとに初動対応のポイントを示します。

BCP策定・運用サイクルの一環として、緊急事態が起こる前に予習しておいて下さい。従業員全員で勉強会を開くと良いでしょう。

緊急事態が発生した場合には、本手順を参考にしつつ行動して下さい。ただし、実際の緊急事態は多種多様であり、時間の経過に従って事態が変化もします。経営者のリーダーシップの下、緊急事態の進展を予測し臨機応変に判断・行動することが求められます¹。

¹ 緊急事態の進展に合わせて、対応体制を拡大したり、判断者をより上位者に移行したり、対策内容を高めていったりすることをエスカレーション（escalation）と言います。

5.1 緊急時におけるBCP発動フロー

緊急事態が発生した場合のBCPの発動手順は次のとおりです。

- ①緊急事態が発覚したら、初動対応（緊急事態の種類ごとに違いあり）を行います。
- ②なるべく速やかに、顧客等へ被災状況を連絡するとともに、中核事業の継続方針を立案し、その実施体制を確立します。
- ③事業継続方針に基づき、顧客・協力会社向け対策、従業員・事業資源対策、財務対策を併行して進めます。また、地域貢献活動も実施します。
- ④緊急事態の進展・収束にあわせて、応急対策、復旧対策、復興対策を進めます。

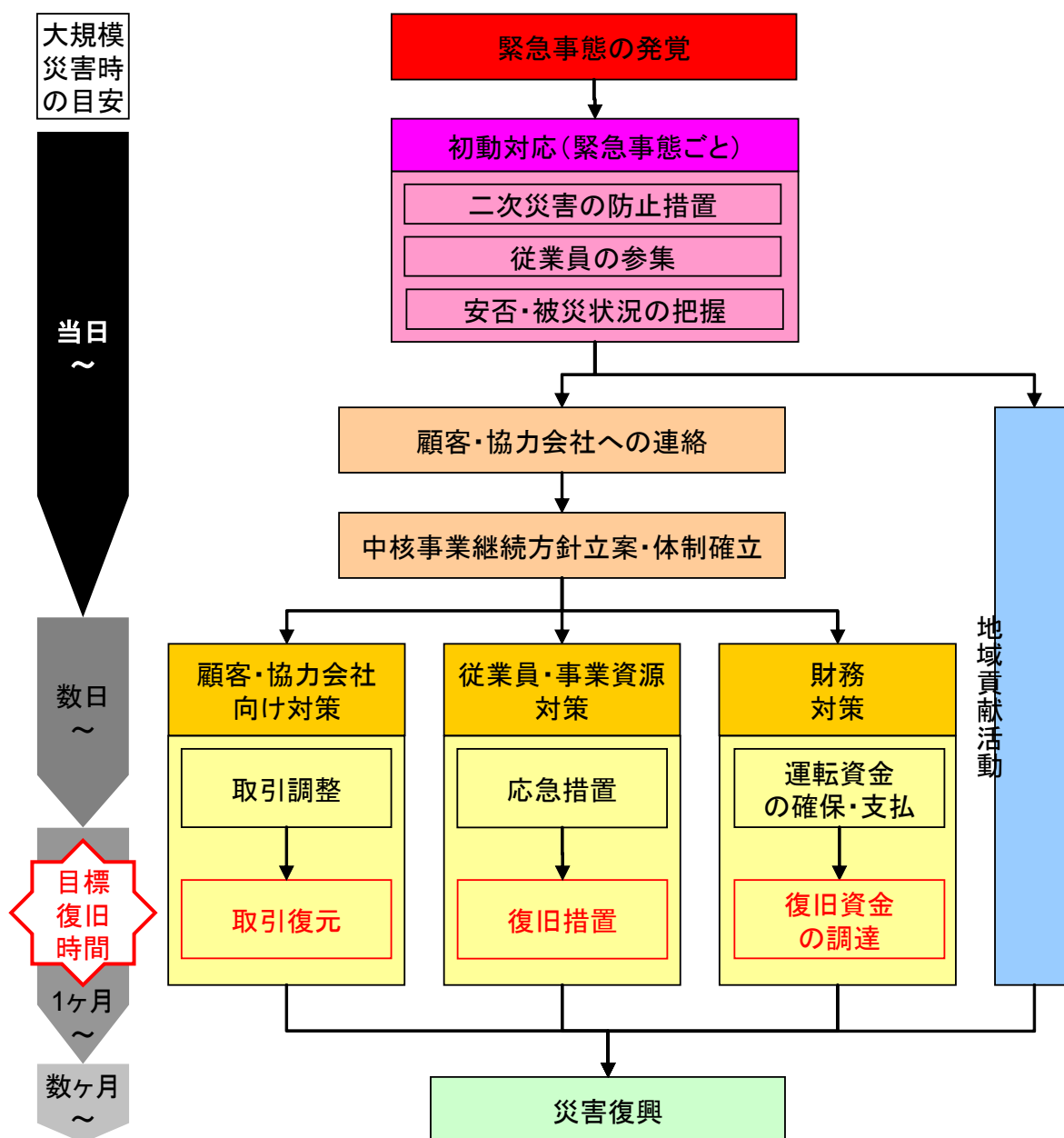


図 5.1-1 緊急時における BCP 発動フロー

5.2 発動フローに沿った実施項目

(1) 初動対応

緊急事態が発覚したら、発見者は従業員に周知した上で、二次災害の防止措置、従業員の参集、安否・被災状況の把握を実施します。

緊急事態の種類ごとの初動対応のポイントは5.3をご覧ください。

①二次災害の防止措置

現場にいる従業員の判断で、お客さまや従業員の安全を第一に被害を拡大させないよう措置を行います。経営者が現場に居合わせた場合は、従業員に指示を出します。

二次災害の防止措置		
●事業所からの退避	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所に留まっていると危険な場合、お客さまや従業員を事業所の外の安全な場所に退避させる。 ・退避が必要な状況としては、津波の来襲、洪水、土砂災害、火災、有毒ガスの漏洩など。 	【様式 10】避難計画シート
●応急手当や初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出や応急手当を行う。 ・火災が発生した場合は初期消火を行う。 	【資料 11】応急手当と初期消火 【様式 19】災害対応用具チェックリスト
●警察・消防への通報	<ul style="list-style-type: none"> ・事件性がある場合は110番通報する。 ・火災発生時や救急車出動要請の場合は119番通報する。 ・その他、法律や協定で決められた機関がある場合は、そこに通報する 	【様式 11】主要組織の連絡先
●重要書類の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・重要書類が損傷するおそれのある場合、事業所内の安全な場所に移動するか、事業所外へ持ち出す。 ・重要書類が損傷した場合、予め別の場所に保管していた書類のコピーで然るべき処置を行う。 	【資料 13】重要書類等の例 【資料 14】重要書類等の再発行手続き

②従業員の参集

就業時間外等に緊急事態が発生した場合、経営者自身及び従業員は、会社等に参集します。例えば大地震では、従業員の被災や交通機関の混乱（特に都市部）により、従業員の出社が困難となることを踏まえ、BCPを策定しておく必要があります。

従業員の参集		
●経営者の対応	<ul style="list-style-type: none">・社外にいる場合、直ちに出勤する。・出勤までの間、電話等で従業員に指示を出す。	
●従業員の参集	<ul style="list-style-type: none">・就業時間外に緊急事態が発生した場合、従業員を招集する。・地震や風水害では従業員が自主的に参集する基準を事前に設けておく。	[様式 04] 従業員 携帯カード

③安否・被災状況の確認

まずは、お客さま、従業員とその家族の安否を確認します。次に、中核事業の継続／復旧を検討するため、事業所内外の被害状況を確認します。

安否・被災状況の把握		
●お客さま、従業員とその家族の安否	<ul style="list-style-type: none"> ・来所中のお客様に負傷がないか確認する。 ・従業員とその家族に負傷がないか、住家の損傷がないかを確認する。 ・従業員と電話がつかない場合、近所の従業員等に様子を見に行かせる。 	<p>[様式 12] 従業員連絡先リスト</p> <p>[資料 12] 安否確認の方法</p>
●建屋、生産機械、通信機器	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内への立入りが危険でなくなってから実施。 ・建屋の損傷状況を調べる。 ・生産機械の損傷状況を調べる。 ・一般電話、携帯電話、FAX、インターネット等の通信機器が使えるかどうかを調べる。 	<p>[様式 16-1] 中核事業に係るボトルネック資源【設備/機械/車両など】</p> <p>[様式 16-3] 中核事業に係るボトルネック資源【その他の器具類】</p>
●情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内への立入りが危険でなくなってから実施。 ・パソコン、ソフトウェアが使えるかどうかを調べる。 	<p>[様式 16-2] 中核事業に係るボトルネック資源【コンピュータ機器とソフトウェア】</p>
●地域住民や近隣事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼火災や有毒ガス漏洩等、直ちに避難が必要な状況でないかどうかを調べる。 ・初期消火や下敷き者の救出等、地域貢献活動が必要な状況かどうかを把握する。 	<p>[様式 11] 主要組織の連絡先</p>
●自然災害、交通やライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨の場合、河川増水の状況や土砂災害の兆候に注意する。 ・交通機関の混乱状況を調べる。 ・電気、ガス、上下水道の停止状況を調べる。 ・それらの情報源としては、ラジオ、インターネット、テレビ、電話問合せなどがある。 	<p>[様式 11] 主要組織の連絡先</p>

(2) 事業継続のための緊急対策

初動対応が済んだら、経営者がリーダーシップをとり、従業員に事業継続のための緊急対策を指示します。

できる限り速やかに顧客・協力会社と連絡を取ります。安否・被害状況の把握結果を踏まえ、中核事業の継続方針を立案し、その実施体制を確立します。

①顧客・協力会社への連絡

お客さま及び協力会社との連絡手段を確保し、被災状況等について相互に報告します。

顧客・協力会社への連絡		
●連絡手段の確保	<ul style="list-style-type: none">顧客や協力会社との連絡手段を確保する。電話、メールのほか、従業員による自転車往來を含めて、あらゆる手段を検討する。	[様式 13] 情報通信手段の情報 [様式 14] 電話/FAX 番号シート【自社用】
●顧客への被災状況報告	顧客に対して、事業所の被災状況、今後の納品等の目処、確実な連絡手段、次回の連絡時期を報告する。	[様式 15] 主要顧客情報
●協力会社の被災状況把握	協力会社に対して、事業所の被災状況、今後の納品の目処、確実な連絡手段、次回の連絡時期について報告を求める。	[様式 17-2] 主要供給者/業者情報【供給品目別】

②中核事業の継続方針立案・体制確立

中核事業が受けたダメージを判断した上、中核事業の目標復旧時間等の継続方針を立案するとともに、それを実施するための体制を確立します。

中核事業の継続方針立案・体制確立		
●中核事業のダメージ判断	<ul style="list-style-type: none"> ・中核事業について、ボトルネックとなる事業資源の被災状況等から、中核事業が被ったダメージの大きさを把握する。 ・ボトルネックとなる事業資源としては、顧客や協力会社、従業員、建屋や生産機械、情報システム、ライフライン、交通機関などがあげられる。 	<p>【様式 06】中核事業に係る情報</p> <p>【様式 07】中核事業影響度評価フォーム</p> <p>【様式 17-1】中核事業に必要な供給品目情報</p>
●目標復旧時間設定	<ul style="list-style-type: none"> ・予め検討していた「目標復旧時間の目処」を元に、現在の被災状況、今後の事態進展の予測を考慮して設定する。 ・顧客の納得が得られるか、復旧後に経営が成り立つか、現実的かどうかを総合的に考えて設定する。 ・下記の「財務の予測診断」の結果も考慮する。 	<p>【資料 05】目標復旧時間に関する参考事例</p> <p>【資料 06】復旧時間の制約要因</p>
●応急・復旧対策方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資源の損害が大きい場合、次のどの方針で目標復旧時間内に中核事業の復旧を目指すかを決定します（組み合わせもある）。 <ol style="list-style-type: none"> ①現在の事業所を復旧させて操業 ②代替場所に生産機械等を移動して操業 ③他社等に生産を一時移管する 	<p>【資料 07】災害事例における企業の事業継続・復旧シナリオ</p>
●財務の予測診断	<ul style="list-style-type: none"> ・財務診断モデルを用いて、復旧費用、今後のキャッシュフロー、不足資金を予測する。 ・予測結果は融資申請の際にも役立てる。 	<p>[【参考】財務診断モデル]</p> <p>【様式 18】保険情報リスト【損害補償の範囲検討用】</p>
●実施体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統と役割分担を従業員に明示する。 ・必要なら、会社 OB、協同組合、取引企業等から要員応援を仰ぐ（あるいは応援を出す）。 	<p>【様式 03】BCP の策定・運用体制</p>
●拠点場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が損傷した場合、顧客や協力会社と連絡が取れ、従業員を指揮できる拠点場所を確保する（自宅やプレハブ、自動車でも良い）。 	<p>【様式 08】事業継続に係る各種資源の代替の情報</p>

(3) 事業継続のための応急・復旧対策

事業継続方針に従い、顧客・協力会社向けの対策、従業員・事業資源に関する対策、財務に関する対策を併行して実施します。

経営者が全体を統括し、各々にサブリーダーを置くとよいでしょう。

①顧客・協力会社向け対策

顧客及び協力会社と代替生産及び事業資源復旧後の取引復元について調整の上、この調整結果に従って代替生産及び取引復元を実施します。

顧客・協力会社向け対策		
●取引調整(他社等への一時移管を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対して今後の納品等の計画を説明し了解を得る。 必要に応じて、他社での一時的な代替生産等を調整する。(顧客を通じてあるいは協同組合内で) 協力会社に対して今後の納品等の計画の説明を求め、必要に応じて、他社での一時的な代替生産等を調整する。 顧客や協力会社との取引ルールとして、他社での代替生産は一時的なものであり、復旧後は発注を戻すことを原則とする。 	<p>[様式 02]BCP の基本方針</p> <p>[様式 15] 主要顧客情報</p> <p>[様式 17-2] 主要供給者/業者情報</p> <p>【供給品目別】</p>
●取引復元	<ul style="list-style-type: none"> 自社の事業資源が復旧した時点で、代替生産を引き上げ、顧客に被災前の取引に復元してもらう(上記の調整結果どおり)。 協力会社の事業資源が復旧した時点で、代替生産を引き上げ、被災前の取引に復元する(上記の調整結果どおり)。 	<p>[様式 02]BCP の基本方針</p> <p>[様式 15] 主要顧客情報</p> <p>[様式 17-2] 主要供給者/業者情報</p> <p>【供給品目別】</p>

②従業員・事業資源対策

従業員と事業継続について情報共有を行うとともに、被災した従業員に対して可能な限り生活支援を行います。同時に事業継続に必要な資源の代替調達や早期復旧を行います。

従業員・事業資源対策		
●従業員との情報共有と生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・全従業員に対して事業継続方針を説明し、適宜、その進捗状況を示す。 ・従業員の食事や日用品等を確保する。 ・従業員の本人や家族が死傷した場合、できる限りの配慮を行う。 ・住家が被災した従業員に対して、可能であれば仮住居を提供する。 	[様式 19] 災害対応用具チェックリスト
●建屋の修理・一時移転	<ul style="list-style-type: none"> ・建屋が損傷した場合、その修理を建設会社等に要請する（目標復旧時間に間に合うスケジュールで）。 ・建屋の早期復旧が困難な場合は、他の場所に移転する。 	[様式 08] 事業継続に係る各種資源の代替の情報
●生産機械の修理・調達	<ul style="list-style-type: none"> ・生産機械の修理・調達を専門メーカー等に要請する。 	<p>[様式 16-1] 中核事業に係るボトルネック資源【設備/機械/車両など】</p> <p>[様式 16-3] 中核事業に係るボトルネック資源【その他の器具類】</p>
●情報システムの回復	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等ハードウェアの修理・調達を専門メーカー等に要請する。 ・ソフトウェアの破損は、予めバックアップしていたデータを用いて回復させる。 	[様式 16-2] 中核事業に係るボトルネック資源【コンピュータ機器とソフトウェア】
●供給品の調達	<ul style="list-style-type: none"> ・通常のルートからの調達が困難な場合、予め定めた代替ルート（業者や搬送方法）により調達する。 	<p>[様式 17-1] 中核事業に必要な供給品目情報</p> <p>[様式 17-2] 主要供給者/業者情報【供給品目別】</p>

③財務対策

当面の運転資金を確保した上、さらには事業復旧のための資金を確保します。大規模な地震や風水害などで災害救助法が適用されると、商工会議所や商工会などに特別相談窓口が設置されたり、地方自治体や政府系金融機関による緊急貸付制度が発足したりするので、活用しましょう。

財務対策		
●運転資金の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時発生後1ヶ月間、当面必要な運転資金を確保する。 ・ 銀行預金（積立金）を引き出す。 ・ 必要に応じて、地方自治体等の制度による緊急貸付を受ける。 	【資料 10】被災中小企業に対する公的支援制度
●決済不渡り対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済みの手形が不渡りにならないよう、取引銀行等と調整する。 	
●仕入支払い・給与支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り、協力会社や納品業者等に対して過日分の支払いを行う。 ・ できる限り、従業員に対して給料を支払う。 	【様式 02】BCPの基本方針
●復旧資金の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務診断結果から、建物や生産機械の修理費用等、復旧に必要な費用を見積もる。 ・ 損害保険や共済の支払いを受ける。 ・ 証券等の資産を売却する。 ・ 必要に応じて、政府系金融機関等から災害復旧貸付を受ける。 	【資料 10】被災中小企業に対する公的支援制度 【様式 18】保険情報リスト【損害補償の範囲検討用】

(4) 地域貢献活動

事業継続対策と併行して余力があれば、会社の業種の特性を活かした地域貢献活動を行います。市役所や町村役場、社会福祉協議会、地元自治会、NPO と連携しつつ、協同組合や商店街等で各社の役割分担を決めて行うと効果的です。

地域貢献活動		
●被災者の救出・応急救護・初期消火	・会社の近所で被災者や火災が発生した場合に協力する。	[様式 20] 地域貢献活動
●商品等の提供	・食料品や日用品の小売業の場合、在庫商品を避難所に無償提供する案もある。	[様式 20] 地域貢献活動
●ボランティア活動	・損傷した住家の後片付け、救援物資の仕分け等のボランティア活動がある。 ・従業員の自主的なボランティア参加を支援する(ボランティア保険の負担等を含め)。 ・必要に応じて、従業員に業務としてボランティア活動に参加させることも検討する。	[様式 20] 地域貢献活動

(5) 災害復興対策

大規模災害では都道府県や市町村等の復興計画が立案されます。こうした復興計画とも連携し、会社の事業の再編や拡大を考えることも良いでしょう。

その際、協同組合等を受け皿に災害復旧高度化資金を利用する案もあります²。

² [資料 10]被災中小企業に対する公的支援制度

5.3 緊急事態の種類ごとの初動対応のポイント

リスクマネジメントの考え方では、企業を取り巻くリスクのうち甚大な事業中断を招く緊急事態への対応を優先することが求められます。そして、万が一緊急事態が発生した場合には、初動対応を適切に実施して被害を最小化することが、事業継続の面で非常に重要となります。

このため、それらの特徴を有する地震、風水害、火災、集団感染について、初動対応のポイント及び初動対応フローを以下に整理しました。

(1) 地震

東海地震には警戒宣言（地震予知に基づく事前対応）がありますが、その他の地震では突発的に地震が発生することから、突発地震を想定して初動対応を整理しました。また、警戒宣言が発令された場合には、強化地域内では企業活動は原則として停止するため、地震が発生した場合でも被害が減少し、以下に示す初動対応の範囲内で対応することが可能と考えられます。

【ポイント1】 発災直後の安全確保

発災直後は、自分の身の安全の確保が必要です。落下物に気を付けつつ、大きな什器等から離れて机の下等に隠れて様子を見守りましょう。

【ポイント2】 津波からの避難

津波の危険性がある場合には、早急に高台等の指定避難場所に避難することが必要です。特に津波の危険性が指摘されている地域では、大きな揺れを感じたら素早く避難を開始することが求められます。津波は第2波や第3波が最大波高となる場合が多く、一旦津波が引いた場合でも沿岸部や浸水地域には近づかないようにしましょう。

【ポイント3】 2つの安全確認

安全な場所に避難するかどうかは、建物の被災状況と共に、土砂災害や堤防決壊等による影響も踏まえて判断するようにしましょう。

【ポイント4】 各自がルールに従い行動すること

発災直後は混乱していて社長が自ら全ての指示を出すことは困難であり、従業員

が自発的に行動できるように、初動の活動や役割を従業員に周知しておきましょう。

【ポイント5】会社以外の場所にいる場合の対応

地震が発生した場合に必ずしも会社にいるとは限りません。在宅時や通勤中、就業時間内の外出中の場合も考えられます。いずれの場合も会社への連絡は必要ですが、出社すべきかどうか等のそれ以外の事項については、どのような対応をとるべきかを予め決めておくことが必要です。従業員に携帯カードを配布する場合には、携帯カードにいくつかの場合ごとの対応について書いておくといよいでしょう。

【ポイント6】他の地域の状況も確認すること

自分達が被災しない場合でも、他の地域で大きな被害が発生して取引先が被災した場合には間接的な影響が予想されるため、他の地域の状況も確認しましょう。

また、地域に対しては要請を待つのではなく、積極的に支援ニーズが無いか確認する姿勢が大切です。そのため、緊急に帰宅する必要性の低い従業員は、地域への支援に積極的に参加することが求められます。

【注意】「揺れの大きさ」「建物の安全確認」

気象庁の震度階級関連解説表にもあるとおり、主に震度6弱以上で建物被害が発生し震度5強以下では建物被害は軽微とされています。ただし、昭和56年に改正された建築基準法より以前に建設された古い建物のうち耐震性が低いものについては、重大な被害が発生する可能性もあるので（特に木造建物は耐震性が低い）、震度5強以下の場合でも、危険と思われる場合には建物内部に留まらずに外部に避難することが必要です。

※ 震度階級関連解説表 <http://www.kishou.go.jp/know/shindo/kaisetsu.html>

【参考】

気象庁（地震情報） <http://www.jma.go.jp/jp/quake/>

気象庁（津波情報） <http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/>

気象庁（東海地震関連情報） http://www.jma.go.jp/jp/quake_tokai/

防災科学技術研究所（高感度地震観測網） <http://www.hinet.bosai.go.jp/>

表 5.3-1 地震時の状況イメージ

場所	状況イメージ
<p>オフィス 店舗</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス家具等が転倒する。ガラスが散乱する。 ・ 商品が散乱する。 ・ 吊り下げ式の蛍光灯や棚の上の荷物等が落下する。 ・ 引き出しや机の上のパソコンや文房具等が落下する。 ・ 簡易的なパーティションが転倒する。 ・ 壁に掛けられたり軽く固定された時計やホワイトボードが落下する。 ・ 揺れが強い場合には、パソコン等が水平方向に飛び出す。 ・ 揺れやオフィス家具の転倒等により窓ガラスが割れ散乱する。 ・ 出口のドアが変形し開かなくなる。 ・ 非常口の近くに重量物が転倒、落下した場合には開かなくなる。 ・ ヘルメット等の入った非常用袋等がロッカー等から取り出せなくなる。 ・ 転倒物や落下物が避難経路を塞ぎ、避難が困難となる。 ・ 停電が発生し、照明器具が使用できなくなる。 ・ 給湯室から出火する。ガスが漏洩する場合もある。 ・ 火災が発生した場合には煙で視界が悪くなる。呼吸が苦しくなる。 ・ 耐震性が低いと建物が変形したり、亀裂が発生する。最悪の場合には倒壊する。
<p>周辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の変形や倒壊等の被害が発生する。 ・ 火災が発生する。条件によっては延焼により被害が拡大する。 ・ 多くの死傷者が発生する。 ・ 電気、ガス、上水道等のライフラインが使用困難となる。 ・ 電話が断線等の被害により利用困難となる。回線がつながっている場合でも、輻輳によりかかりにくくなる。 ・ 亀裂や液状化等の被害、及び建物や電柱等による道路閉塞により道路幅の小さい道路を中心に通行に支障が生じる。 ・ 都市部を中心に建物の窓ガラスや看板等が落下し、道路上に散乱する。また、多くの帰宅困難者が発生し道路の通行に支障が生じる。 ・ 山間地を中心に一部の地域で土砂災害が発生する。 ・ 津波が発生した場合には、沿岸部に津波が到達し浸水する。

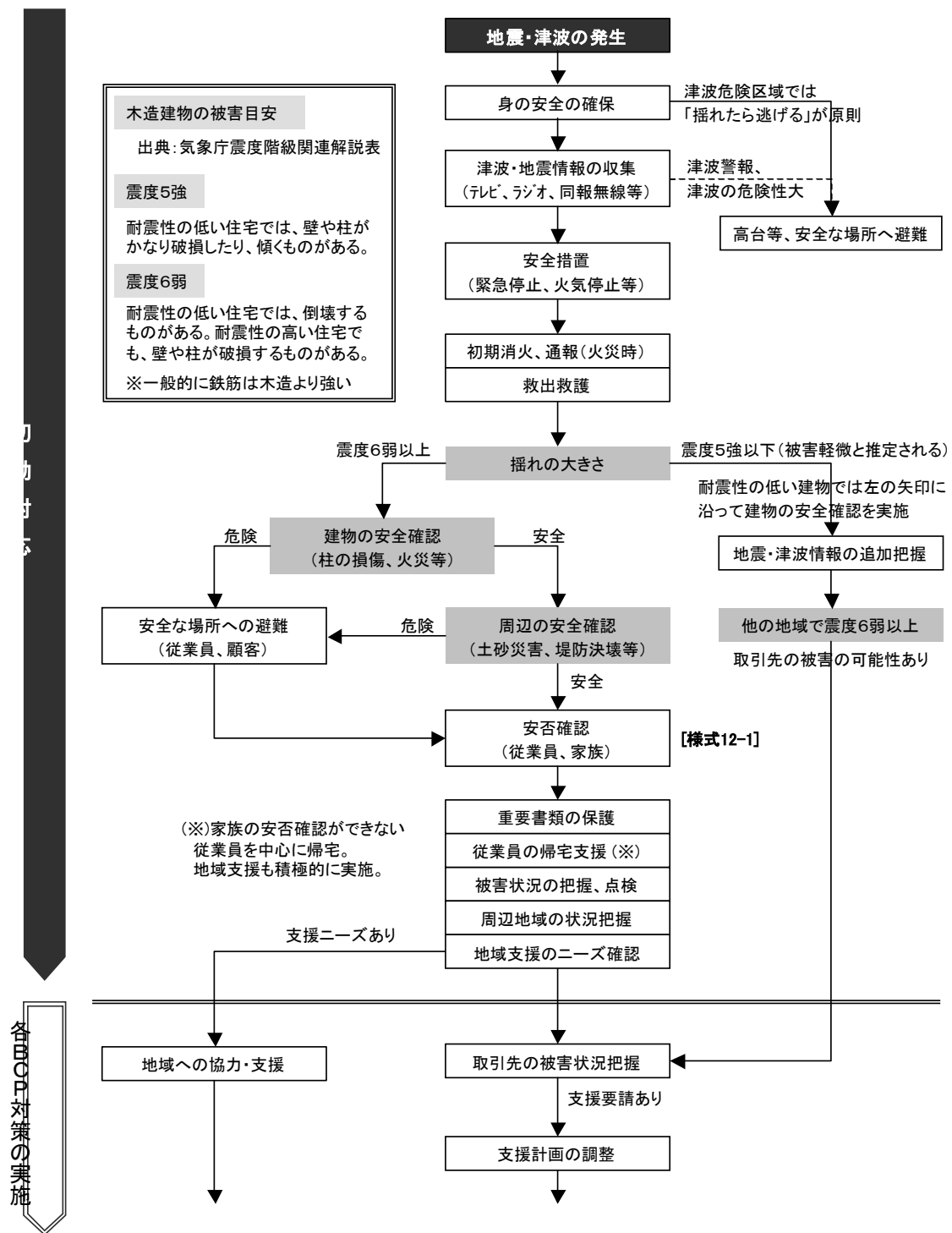


図 5.3-1 初動対応フロー (地震)

(2) 風水害

風水害には様々な被害形態があり、主に以下の3つの被害が考えられます。例えば、台風の場合には、一度に全ての被害が発生する可能性もあり、各事業所の立地地域の災害特性を事前に把握して対応することが必要となります。

- ① 土砂災害（土石流、山腹崩壊等）
- ② 河川氾濫による浸水（堤防決壊や越水、内水氾濫等）
- ③ 沿岸部の浸水（高潮）

【ポイント1】警戒段階からの対応

風水害は突発的な自然現象ではないため、警戒段階から対応を始めることが重要です。警戒段階から準備を始めることにより、被害低減が可能です。

例) 重要資産の高層階への移動、データのバックアップ、土のう・止水版の設置

【ポイント2】情報源の把握

気象や河川水位、土砂災害に関する情報等の把握手段を把握しておくことが必要です。多くの情報はインターネットにより国土交通省（河川事務所、気象庁等）のホームページから把握できます。また、テレビやラジオで把握可能な情報も多くあります。

【ポイント3】早期避難

避難勧告や避難指示が出ても既に浸水が始まっていたり、大雨で移動しにくい等の避難が困難な状況となっている可能性があります。お年寄り等の避難を早目に開始するために気象庁から避難準備情報が出るようになりましたので、この情報も参考にして、避難や従業員の帰宅は前倒しに行うことが求められます。

【参考】

気象庁（台風等の情報） <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

国土交通省（水位情報等） <http://www.river.go.jp/>

国土交通省防災情報提供センター <http://www.bosai.joho.go.jp/knowledge.html>

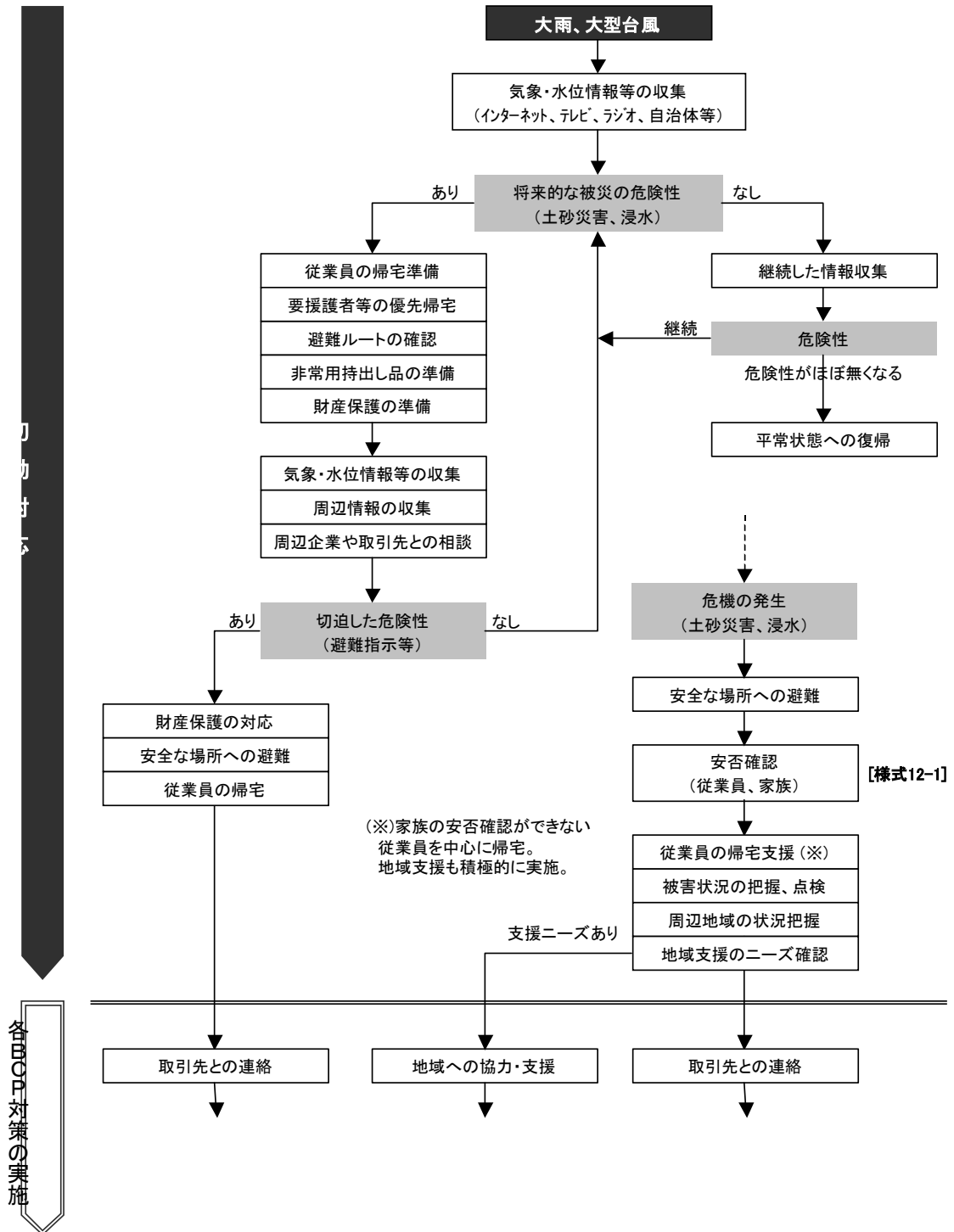


図 5.3-2 初動対応フロー（風水害）

(3) 火災

火災は天災と異なりある程度予防が可能であるため、予防対策の充実が不可欠となります。ただし、放火や隣接企業からの延焼等の外部要因も考えられ、万が一火災が発生した場合には早急に初期消火を行うことが必要です。

【ポイント1】「発見」「初期消火」「通報」はワンセット

原則として小火（ぼや）で済みそうな場合でも、火災を発見した場合には直ちに消防に通報しましょう（消防からの要望）。勝手な判断で小火で済みそうかどうかを見誤って、被害が拡大する危険性があることから、「発見」「初期消火」「通報」をワンセットとして実施しましょう。

【ポイント2】初期の役割分担

火災を発見した後の「初期消火」「消防への通報」「周辺企業や住民への通報」は直ちに併行して実施する必要があるため、事前に役割分担を決めておきましょう。

【ポイント3】初期消火の中止・避難

壁や天井に引火した場合には初期消火は非常に難しいとされています。そのような状況になった場合には、初期消火を中止して速やかに避難を開始しましょう。また、火災発生から3分程度経過すると酸欠や有毒ガスの危険性が高まると言われていますので注意しましょう。

【ポイント4】周辺企業や住民への通報

延焼の危険性もあることから、火災を発見した時点で消防のみならず、周辺企業や住民にも通報しましょう。

【ポイント5】必ず鎮火後に消防の検分を受けること

特に小火の場合に勝手に鎮火したと判断しないで、必ず消防の検分を受けるようにしましょう。過去の火災でも鎮火したと思っても見えない部分（壁や屋根の裏等）で燃えていたり、温度が高い場所が残っており後で火災になった事例があります。このため、初期に消防へ通報することがまず重要です。

【参考】

総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

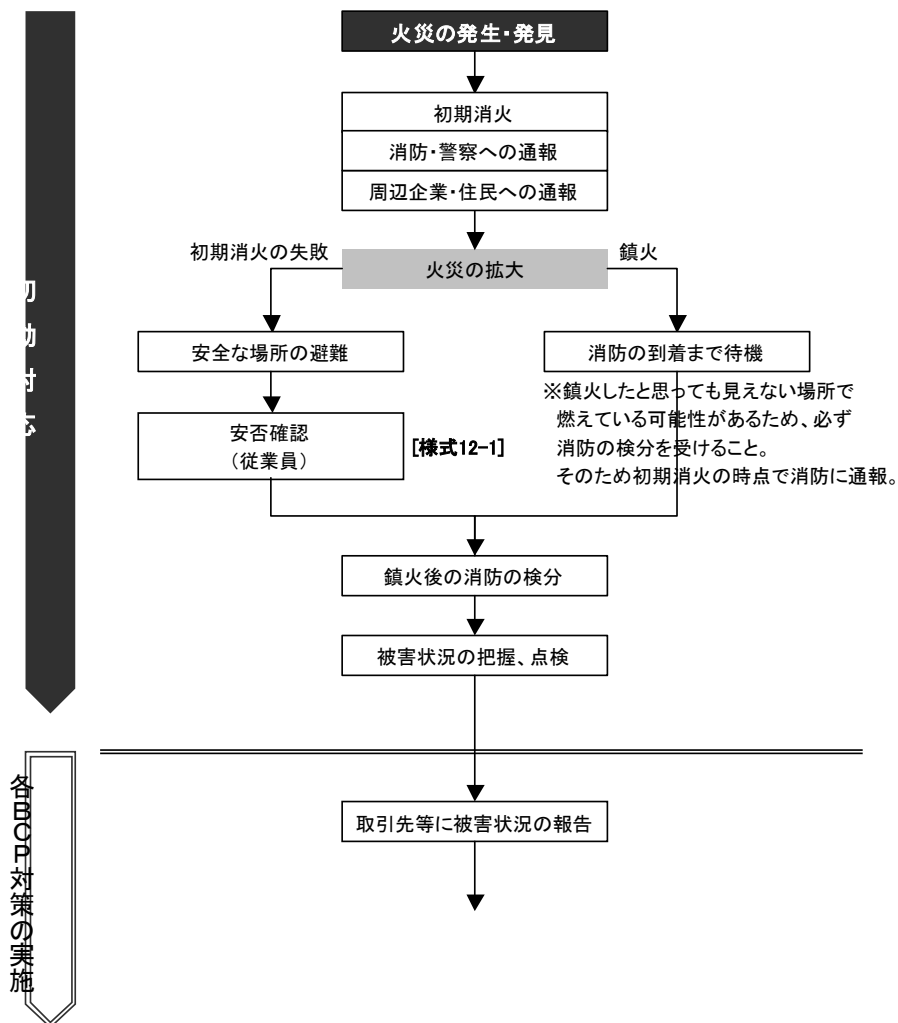


図 5.3-3 初動対応フロー（火災）

(4) 従業員の集団感染

集団感染はインフルエンザ等の感染症が原因となりますが、空気感染や接触感染等により感染が拡大します。特に、狭いスペースで大勢が長時間執務する職場内では感染が拡大する危険性が高くなります。このため、風邪等にかかった場合のマスクの着用等が求められるとともに、感染が発覚した場合には徹底した拡大防止対策を実施する等の対応が求められます³。

【ポイント1】 拡大防止対策の早期実施

感染症には潜伏期間があるため、その場で大丈夫そうに見えても後で発症する場合があります。このため、少数でも感染が発覚した場合には、感染者及びその疑いのある者には休みを取らせ医療機関で診察させるとともに、従業員全員に対して、手洗いやマスクの着用、定期的な空気の入替え、消毒等の徹底した拡大防止対策を早期に実施することが求められます。

【ポイント2】 商品等の汚染防止対策の実施

接触感染をする感染症の場合には、必要に応じて商品等を経由した汚染拡大の防止対策を実施することが求められます。従業員の感染があった後で、商品等を経由した顧客の感染が明らかとなった場合には社会的信頼を失う危険性があります。

例) 2005/10 川崎市、ネットカフェでの集団結核感染 (従業員、利用者)

例) 2005/06 東京都、学習塾での結核集団感染

例) 2002/08 日向市、市温泉施設でのレジオネラ集団感染 (死者発生)

【ポイント3】 保健所に相談

感染者は病院で治療を受けるので個別には医師に相談できますが、その他の分からないことがあれば保健所に相談するとよいでしょう。事前の相談も有効です。

【参考】

国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/>

感染症情報センター <http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

日本旅行業協会 <http://tabitokenko.visitors.jp/type/>

エーザイ株式会社 http://www2.eisai.co.jp/clinician/cl_02_512/cl_02_512_09.html

³ 集団食中毒の場合も予防措置が大切ですが、発生時には多くの従業員が一時就業不可能となり、BCPの発動が必要になります。保健所への連絡・相談が必須です。

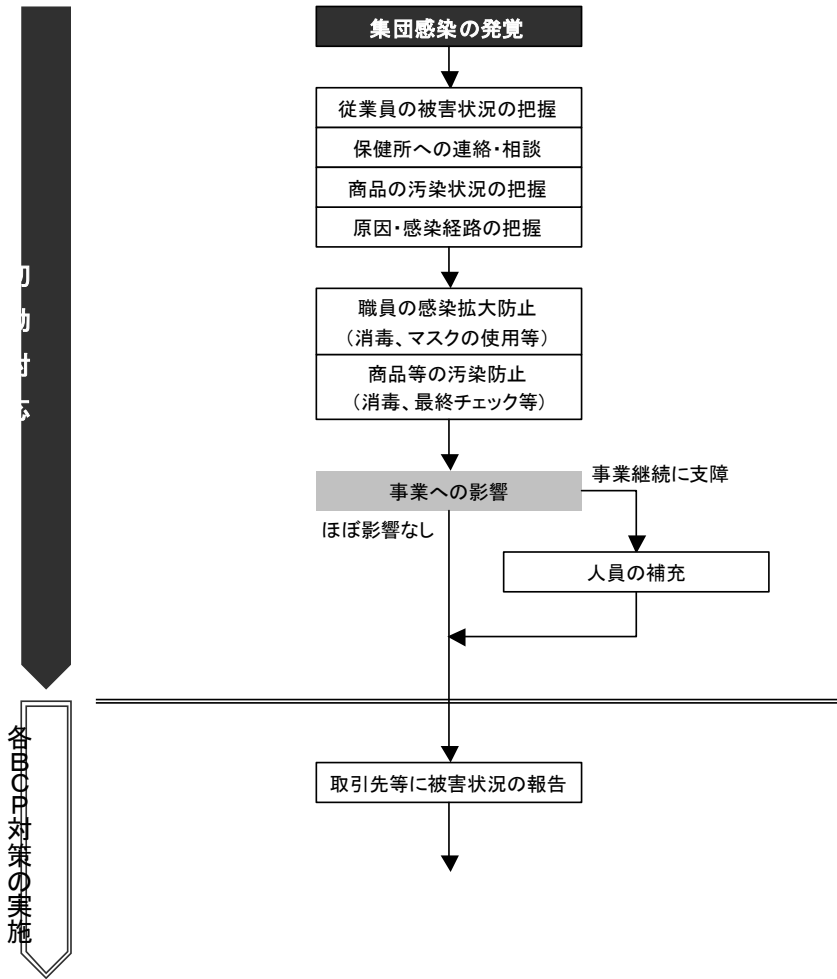


図 5.3-4 初動対応フロー（集団感染）

表 5.3-2 食中毒・感染症カレンダー

ここには集団発生になりやすい疾患を載せています。印のある時期は発生が多いので、特に注意してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食中毒						サルモネラ						
						黄色ブドウ球菌						
						腸炎ビブリオ						
						ウエルシュ菌						
						カンピロバクター						
食中毒・感染症												
感染症												

↔ 胃腸炎症状を示す疾患 □ それ以外の疾患

注) 東京都が社会福祉施設等でのノロウイルス感染症・食中毒の発生を未然に防止するために作成したマニュアルから抜粋した。

出典：東京都のホームページ (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/micro/noro_manual.html)・

